

告 示

埼玉県告示第九百三十七号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第三十二条第二項の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したので、次のとおり告示する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定する減少装置の名称等			製作又は販売 する者の氏名 (法人にあつては名称及び 代表者の氏名)	装着対象自動車	その他の条件
名 称 (型 式)	方式に よる区 分	装着時 期によ る区分			
スモークバ スター N シリーズ (KAM- 08N型)	D P F (ディーゼル パティキュ レートフィル ター)	初度登 録後	マルマテクニ カ株式会社 森木 英光	日産ディーゼル工業株式 会社製 F E 6 型 (1 9 5 P S) 、日野自動車株式 会社製 J 0 7 C 型 (1 7 0 P S) 若しくは J 0 8 C 型 (2 0 0 P S / 2 1 5 P S) 又は三菱ふそう トラック・バス株式会 社製 6 D 1 6 型 (1 7 0 P S) の原動機を搭載する 自動車のうち、平成 6 年 規制に適合するもの	
スモークバ スター N シリーズ (KAM- 16N型)				日産ディーゼル工業株式 会社製 F E 6 型 (2 3 5 P S / 2 6 0 P S) 、三 菱ふそうトラック・バス 株式会社製 6 D 1 6 型 (2 2 0 P S / 2 5 5 P S) 、いすゞ自動車株式 会社製 6 H E 1 型 (2 3 0 P S / 2 6 0 P S) 又 は日野自動車株式会社製 J 0 8 C 型 (2 3 5 P S / 2 6 0 P S) の原動機 を搭載する自動車のうち、 平成 6 年規制に適合する もの	
スモークバ スター N シリーズ (KAM- 18N型)				いすゞ自動車株式会社製 1 0 P E 1 型 (3 2 5 P S / 3 6 0 P S / 3 8 0 P S) 、 8 P E 1 型 (2 4 0 P S / 2 8 5 P S) 若しくは 1 2 P E 1 型 (3 8 5 P S / 4 2 0 P S / 4 5 0 P S) 、日産	

				ディーゼル工業株式会社製R G 8 型（3 5 0 P S）、R F 8 型（3 1 0 P S）若しくはR H 8 型（4 0 0 P S／4 3 0 P S）、三菱ふそうトラック・バス株式会社製8 D C 1 1 型（3 5 5 P S）、8 D C 9 型（3 1 0 P S）、8 M 2 0 型（3 8 5 P S）若しくは8 M 2 1 型（4 2 0 P S）又は日野自動車株式会社製F 2 0 C 型（3 5 5 P S）、F 1 7 D 型（3 2 0 P S）若しくはF 2 1 C 型（3 9 0 P S／4 3 0 P S）の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの
スモークバスター N シリーズ（K A M－2 4 N 型）				日産ディーゼル工業株式会社製P F 6 型（3 3 0 P S／3 6 0 P S／3 9 0 P S）、三菱ふそうトラック・バス株式会社製6 D 4 0 型（3 6 0 P S／3 9 0 P S）若しくは6 D 2 4 型（3 0 0 P S／3 3 0 P S）又は日野自動車株式会社製K 1 3 C 型（3 6 0 P S [コモンレール式以外]／3 9 5 P S）の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの

備考

- 「指定する減少装置の名称等」の「方式による区分」の欄の「D P F」（ディーゼルパティキュレートフィルター）とは、軽油を燃料とする自動車の排気管等に装着して、当該自動車から排出される粒子状物質を捕集することにより減少させる方式をいう。

- 2 「指定する減少装置の名称等」の「装着時期による区分」の欄の「初度登録後」とは、装着時期（当該減少装置を当該自動車に装着する時期のことをいう。）が、当該自動車が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により登録を初めて受ける日以後であることをいう。
- 3 平成6年規制とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成3年運輸省令第3号）による改正後の道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める自動車排出ガスの量に係る規制をいう。